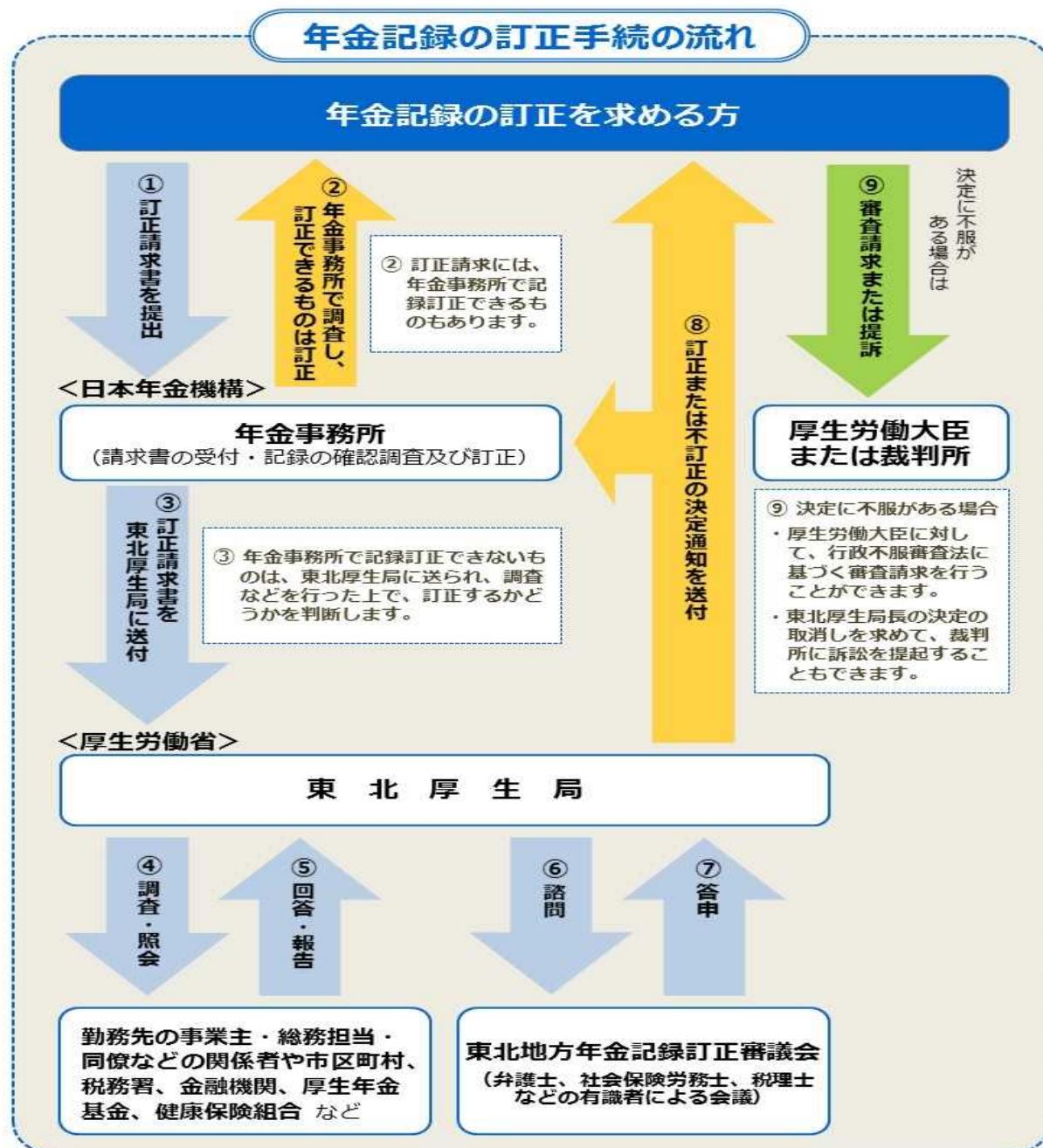


IV 年金審査課

年金審査課は、平成26年6月の法律改正により、年金記録の訂正請求に関する業務が、総務省（年金記録確認第三者委員会）から厚生労働省に移管されたことに伴い、平成27年4月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求に関する業務並びに東北地方年金記録訂正審議会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要

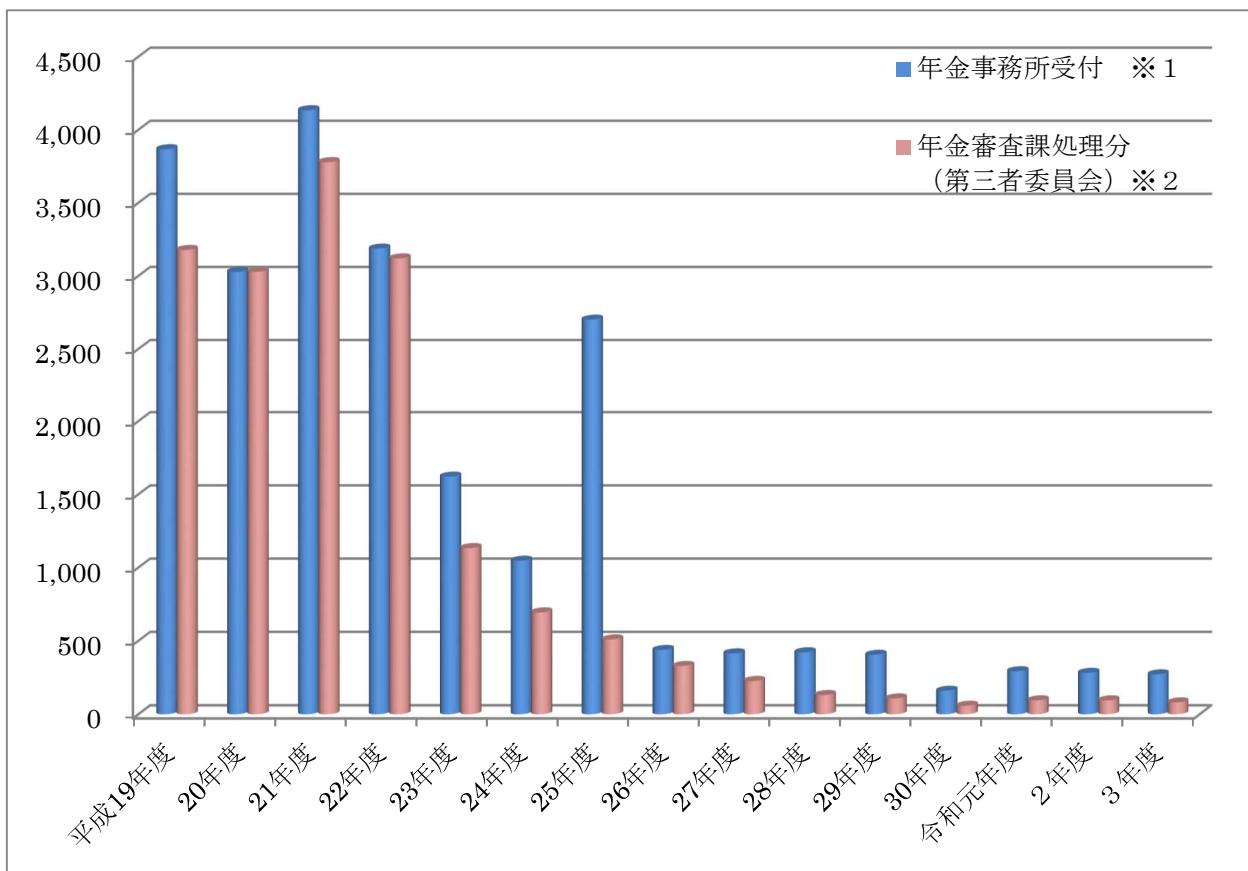


(2) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

① 受付件数の推移

年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
年金事務所受付 ※1	3,867	3,028	4,134	3,187	1,621	1,047	2,701	438	415	422	405	160	293	282	272
年金審査課処理分 (第三者委員会)※2	3,178	3,028	3,779	3,120	1,133	694	510	329	227	131	108	58	95	95	81

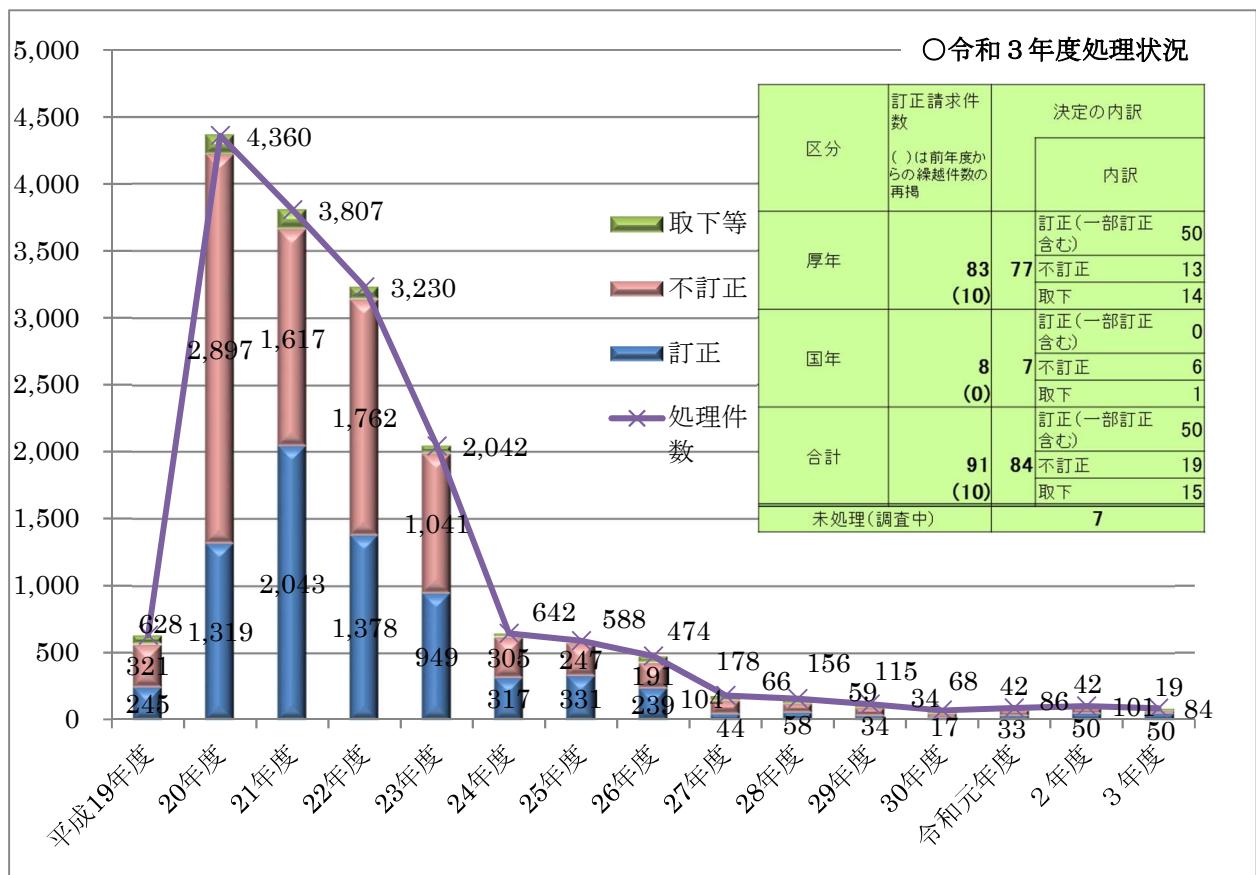


※1：平成 19 年度から平成 21 年度までは社会保険事務所での受付。

※2：平成 19 年度から平成 26 年度までは総務省年金記録確認東北地方第三者委員会での処理。

② 处理件数の推移

年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
訂正	245	1,319	2,043	1,378	949	317	331	239	44	58	34	17	33	50	50
不訂正	321	2,897	1,617	1,762	1,041	305	247	191	104	66	59	34	42	42	19
取下等	62	144	147	90	52	20	10	44	30	32	22	17	11	9	15
処理件数	628	4,360	3,807	3,230	2,042	642	588	474	178	156	115	68	86	101	84



2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令第 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」があります。

地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 2 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しており、年金審査課は審議会の庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の第7回総会は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和3年4月15日から同月16日までに書面の送付により実施しました。

議題	1. 東北地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について（報告） 2. 令和2年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について（報告） 3. その他
----	--

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第2条に基づき招集された2つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。令和3年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1部会	17	15	16	13	14	19	15
第2部会	15	15	13	15	17	20	13
第3部会	17	12	14	11			
第4部会	9	10	12				
合計	58	52	55	39	31	39	28

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1部会	49	44	26	21	26	40	34
第2部会	38	33	20	16	49	52	35
第3部会	40	27	27	14			
第4部会	21	20	20				
合計	148	124	93	51	75	92	69